
差出人: higashi_iruma_gyousei@googlegroups.com は 大曽根行政書士事務所 <takae-osone@tbz.t-com.ne.jp> の代理
送信日時: 2022年4月4日月曜日 9:22
宛先: higashi_iruma_gyousei@googlegroups.com
件名: 行政書士補助者被顕彰者の推薦についてのご案内
添付ファイル: 補助者推薦書.docx; 補助者顕彰推薦依頼.pdf

東入間支部
会員 各位

支部総務の大曽根です。

埼玉県行政書士会本会より、会員の補助者の顕彰につき案内が来ております。

詳しくは添付ファイルの文書をご覧ください。

条件に該当する補助者がおられる場合には、是非ご推薦いただきますようお願いいたします。

推薦方法は郵送またはメールです。

推薦いただける方がいらっしゃる場合は、添付の推薦書をお使いくださいませ。

推薦期限は令和4年4月10日（日）（本会事務局に必着）です。

どうぞよろしくお願いいたします。

〒354-0034
埼玉県富士見市上沢1-24-6メゾネット上沢B102
大曽根行政書士事務所
行政書士 大曽根 貴枝
TEL:049-290-7633
FAX:049-270-1710
Mail:takae-osone@tbz.t-com.ne.jp

--

このメールは Google グループのグループ「行政書士会東入間支部」に登録しているユーザーに送られています。

このグループから退会し、グループからのメールの配信を停止するには
higashi_iruma_gyousei+unsubscribe@googlegroups.com にメールを送信してください。
このディスカッションをウェブ上で閲覧するには
https://groups.google.com/d/msgid/higashi_iruma_gyousei/000201d847ba%2402c406c0%24084c1440%24%40tbz.t-com.ne.jp にアクセスしてください。

埼行発第 777号

令和4年3月18日

会 員 各 位

埼玉県行政書士会

会 長 関口 隆夫

令和4年度埼玉県行政書士会顕彰における

行政書士補助者被顕彰者の推薦について（依頼）

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃、本会の運営にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、来年度は顕彰の実施年にあたります。会員の顕彰とともに会員の補助者の顕彰も実施いたします。

つきましては、下記の要領にて別紙推薦書にご記入の上、被顕彰者をご推薦頂きますようお願い申し上げます。なお、結果は後日お知らせいたします。

敬具

記

1. 顕彰対象者 埼玉県行政書士会顕彰規定第3条第1項第5号により本会の会員の補助者登録をして通算8年以上勤務し、現在も勤務されている者
複数の事務所で登録歴がある場合、合算して通算8年以上勤務されている方も対象となります。
2. 推 薦 方 法 郵送またはメール
3. 推 薦 期 限 令和4年4月10日（日）事務局必着
4. 特 記 ①既顕彰者は除外します。
②被顕彰者の対象基準日は令和4年3月31日です。
③複数者を推薦することは可能です。
5. 顕彰される場合は記念品代として3,000円をご負担いただきます。

提出先

埼玉県行政書士会事務局 担当：本間宛

メール：sglsa@mth.biglobe.ne.jp

補助者顕彰推薦書

(埼玉県行政書士会顕彰規定第3条第1項第5号による)

ふりがな

補助者氏名

補助者番号

年

月

日

生年月日

最初の補助者登録年月日

年

月

日

上記の者を推薦いたします

埼玉県行政書士会

会長 関口 隆夫 殿

令和4年 月 日

支部名

登録番号 第

会員氏名

職印

連絡先